

# 令和4年第15回

## 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（報告第2号）を除く

議案第4号及び第5号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

## 令和4年第15回教育委員会会議

1 日 時 令和4年8月25日(木) 13時30分～15時00分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
高等学校担当係長	牧 野 弘 幸
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 4名

## 5 議 題

議案第 1 号 令和 4 年度教育委員会事務点検・評価について

議案第 2 号 札幌市立義務教育学校の通学区域の設定について

議案第 3 号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案に係る意見について

報告第 1 号 「令和 4 年度全国学力・学習状況調査」の実施報告書について

議案第 4 号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第 5 号 議会の議案についての市長への意見の申出について

報告第 2 号 学校職員に対する分限処分に係る臨時代理について

## 【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第15回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日の議案第4号及び第5号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、報告第2号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号及び第5号、報告第2号は公開しないことといたします。

## 【議 事】

◎**議案第1号 令和4年度教育委員会事務点検・評価について**

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「令和4年度教育委員会事務点検・評価について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村でございます。

議案第1号の令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書について、ご説明いたします。

本議案は、令和3年度の教育委員会の事務事業に関する点検・評価結果をまとめたものを令和4年度の報告書とし、第3回定例市議会に提出するとともに、公表することとしてよろしいか伺うものでございます。

本日の流れですが、はじめに前回6月23日の議案外報告以降に修正・追加した点についてご説明した後、報告書全体の構成をご説明します。

まず修正した点についてであります。別添報告書の17ページ「小・中学校における看護師配置の拡充」の表現を2か所修正しております。

1か所目は、冒頭の「たんの吸引や導尿などの医療的ケアが必要な児童生徒」という部分について、修正前は「たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的ケアが必要な児童生徒」という表現としておりましたが、より分かりやすい記載内容とするため、こちらの表現に修正しております。

2か所目は、評価と今後の方向性の6行目について、保健福祉局が委託するサ

ポート医師の協力は従前から得ていることを明確にするため、「引き続き」という文言を付加しております。

次に前回の協議以降、新たに追加した点ですが、16、19、22 ページにおいて、点検・評価結果の客観性を確保するため、教育心理学がご専門の戸田 まり（とだ まり）北海道教育大学札幌校 教授と、教育社会学がご専門の和田 佳子（わだ よしこ）札幌大谷大学 教授の2名の学識経験者からそれぞれの専門的見地に立ったご意見をいただくとともに、教育委員会の見解を掲載しました。

ここで、いただいた意見内容についてご紹介いたします。

まず、16 ページの基本的方向性1において、戸田教授からは、中学校部活動における外部人材の活用については積極的に推進してほしいというご意見をいただきました。また、子どものころからの運動経験・運動習慣については、中高年以降の健康にも関与する可能性があるため、健康寿命延伸の観点からも重要であるというご意見などもいただきました。

和田教授からは、本市の英語教育について一定の評価をいただいた一方、成果指標は目標値に達していないことから、更なる人材育成の充実について期待するというご意見をいただきました。

続いて19 ページの基本的方向性2では、戸田教授から、オンラインでの関わり合いなど、昨今のコロナ禍において積極的に進められている ICT を活用した取組について、感染症収束と同時に従前の対面のみでの指導に戻るのではなく、成果や課題を精査しながら、良い効果があるものについては継続してほしいとのご意見をいただきました。

和田教授からは、医療的ケア児が安心して学べる環境を整備するために看護師配置を拡充したことについて、一定の評価をいただいた一方、不登校児童生徒へのサポートについては、学校現場で働く様々な人材と連携しながら、取組を強化していく必要があるというご意見をいただきました。

そして22 ページの基本的方向性3では、戸田教授から進路探究学習の取組の発展についてご評価いただいた一方、家庭教育学級については、フルタイムで働く保護者も参加しやすいような制度を整える必要があるというご意見をいただきました。

和田教授からは、学校運営協議会制度の導入について、既存の札幌サタデースクール事業の実施を通して見えた成果や課題を踏まえながら、実施校の拡大を目指してほしいというご意見を頂きました。また、進路探究学習において地域人材の活用を進めるなど、校外の大人と交流できる機会を創出したことは、子どもたちが自分の将来の生き方を考える上でよい契機となったのではないかという

評価もいただきました。

今回いただいたこれらのご意見を踏まえた教育委員会の考え方については、先生方からのご意見の下に、「教育委員会の見解」としてお示ししております。頂いたご意見を生かしながら、今後の各事業・取組を推進してまいりたいと存じます。

前回6月23日の議案外報告以降に修正・追加した点は以上でございます。

次に報告書全体の構成をご説明いたします。8ページをお開きください。

【1 目的】にございますとおり、点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するもので、本市では「札幌市教育振興基本計画」の進行管理を兼ねております。

また、この計画をより着実に進めるため、点検・評価の結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映させております。

続いて、右側9ページ、【2 実施方法等】について、点検・評価に当たっては、令和元年度からスタートしている後期教育アクションプランで計画した全事業・取組について自己評価を行い、実施結果や今後の方向性を示しました。

また、本報告書は、昨年度の教育委員会事務事業における課題や今後の方向性について、教育委員の皆様から頂いたご意見も踏まえて作成しております。

ページをおめくりいただき、11ページをご覧ください。

第3章に、点検・評価の結果を掲載しております。ここでは、「令和3年度 of 主な取組等」と「資料編」の2つのパートに分け、それぞれ、後期教育アクションプランの基本的方向性ごとに結果をまとめております。

12ページをお開きください。

【1 令和3年度の主な取組等】では、3つの基本的方向性ごとに、令和3年度中に実施した主な事業・取組の概要や成果指標の動向を掲載した後、先ほどご説明いたしました学識経験者からのご意見と教育委員会の見解をまとめるなど、令和3年度に行った事務事業の概略をお示ししております。

最後に、23ページをご覧ください。

ここからは【2 資料編】といたしまして、令和3年度に実施した102件の事業・取組について、事業内容、取組結果と自己評価、今後の方向性をまとめるとともに、成果指標の動向について報告しております。

以上、これをもって、令和4年度の教育委員会事務点検・評価報告書とさせていただきます。9月21日に招集される第3回定例市議会に提出するとともに、公表することといたしたく、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** 学識経験者の戸田教授、和田教授から貴重なご意見をいただきましたが、次期教育振興基本計画の策定等に向けて、教育委員会としてどのように受け止めているか教えてください。

○**生涯学習部長** 外部人材の活用や家庭教育事業等に関して具体的なご指摘を受けましたので、その提案を踏まえ、見直しの検討をしてみたいと考えております。

○**檜田教育長** コロナの影響で目標の数値に達しなかった部分もあるとは思いますが、見直しに向けた良いきっかけと捉え、検討を進めていただきたいと思います。

○**道尻委員** 16 ページの教育委員会の見解において、実践的な英語力をどう身に付けていくかという大きな課題に対する取組として、外国人指導者の活用や国際理解に関する体験的な活動を通じて育てていくとのことですが、具体的にどのような施策をイメージしているのか教えてください。

○**学校教育部長** 外国人指導者の活用に関しては、ALTを増やすなどしてきたところです。国際理解の教育に関しては、例えば、高校生の海外留学の支援等ができないか検討していきたいと考えております。

○**道尻委員** ありがとうございます。これまでの取組からステップアップするような取組の検討を進めていただければと思います。

○**学校教育部長** 開成中等教育学校から海外の大学に進学した生徒が4名おります。着実に成果が出てきているところですので、開成中等教育学校の取組をほかの高校にも広げていくなどの検討もしていきたいと考えております。

○**檜田教育長** タブレットを活用することによって学びやすくなったということも大きいと思いますので、更なる活用についても検討していただきたいと思います。

○**檜田教育長** 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第2号 札幌市立義務教育学校の通学区域の設定について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第2号「札幌市立義務教育学校の通学区域の設定について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校施設担当部長** 議案第2号の「札幌市立義務教育学校の通学区域の設定について」ご説明いたします。

本議案は、現在の福移小学校及び福移中学校を廃止の上、令和5年4月に開校する義務教育学校福移学園の通学区域の設定についてでございます。

福移学園の設置等に係る学校設置条例の改正については、第7回教育委員会会議においてご審議いただき、その後、第2回定例市議会において可決されたところです。その上で、通学区域の設定及び変更に関することについては、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第2条において、教育委員会の権限に属する事務とされていることから、このたび教育委員会会議にお諮りするものです。

それでは、資料1をご覧ください。

こちらは、現在の福移小学校及び同中学校の位置と通学区域です。同校は、東区の中沼町に位置し、小中学校が一体の校舎となっております。また、通学区域についても、小中同一となっております。

続いて、資料2をご覧ください。

こちらは、福移学園の位置及び通学区域の案です。福移学園は、現在の福移小中学校と同一の位置に設置いたします。

このことから、通学区域については、現在の小中学校の通学区域をそのまま設定したいと考えております。

なお、通学区域の設定に当たりましては、従来、附属機関である「札幌市立小学校等通学区域審議会」に諮問し、その答申を踏まえた上でお諮りしているところですが、このたびは、校舎の位置及び通学区域に変更がないことから、同審議会への諮問は不要と判断したところです。

また、福移小・中学校は、小規模特認校でございますが、福移学園開校後も継続して小規模特認校といたします。

ちなみに、今年度、福移小・中学校に現通学区域内から通学している児童生徒は1名となっており、現通学区域は市街化調整区域であることから、今後もその状況に大きな変化はないと見込んでおります。

議案本書にお戻りください。

通学区域の設定の実施日につきましては、福移学園の開校の時期に合わせて令和5年4月1日といたします。

また、通学区域の設定に係る告示については、本議案の可決後、速やかに行いたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第3号** 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

○**檜田教育長** 続きまして、議案第3号「札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 学校教育部長の長谷川でございます。

議案第3号「札幌市立高等学校学則の一部改正について」ご説明いたします。

札幌市立高校の課程、学科、生徒定員、入学手続等については、「札幌市立高等学校学則」において規定されておりますが、この度、今年度末に実施いたします市立高校の入学者選抜、いわゆる「入試」の実施に向け、学則に定めております願書様式を変更する必要があるため、「本改正案」を提出するものでございます。

それでは、改正の概要等につきまして、お配りしております資料1「改正概要」に沿ってご説明いたします。

まず、「1 改正の背景」でございます。この度、北海道教育委員会において、「令和5年度道立高等学校入学者選抜における改善の基本方針」が策定されまして、この中で、「生徒の多様な思いに応えた進路の選択の幅を更に広げることにより、公立高等学校への入学を希望する受検者の進路希望がかなえられるよう、これまでの出願変更の条件を緩和する必要がある」ことが示されました。これについては、例えば道立の札幌国際情報高校のように、普通科のほかに、外国語学科、工業科、そして商業科と、複数の学科を置いている高校におきましては、これまでは、普通科を第1志望にした場合、外国語学科は第2志望にできますが、商業科や工業科は第2志望にはできないなど、第1志望をどの学科にするかによって、第2志望にできる学科が制限される仕組みとなっておりました。

資料2段落目の説明に戻りますが、来年3月以降に実施する道立高等学校の入試においては、先ほどの改善方針を踏まえまして、出願変更の取扱いが条件緩和され、同じ高校の中であれば志望学科の制限がなくなるように変更となります。

また、これまで、このような制限があったことから、いわゆる「第3志望」のことを「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」と呼んでおりましたが、このたびの出願条件の緩和に合わせて分かりやすくするために「第3志望」と名称が変更されることとなりました。

市立高校の入試の実施方法等につきましては、道立高校との整合性をとる必要がありますので、従来から原則として道立高校に準じた取扱いとしていることから、来年3月以降に実施する市立高校の入試においても、同様の変更を行うこととしたいと考えております。

しかしながら、実際の市立高校の入試におきましては、従来の「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」、いわゆる「第3志望」の出願が可能なのは、午前部、午後部、夜間部の三つの部を設置している大通高校のみとなっておりますが、大通高校では、同じ普通科の中に三つの部を設置しているため、従来から出願条件の制限に該当することなく、自由に午前、午後、夜間の三つの部を志望することができました。そのため、今回の変更につきましては、市立高校における入試の実施方法に実質的な影響はないところでございます。

このほか、入学願書の様式について、入選において特別な配慮を希望する受検者の便宜を図ったものにすべきことを鑑み、併せて改正を行うこととしました。これにつきましては、市立高校の入試において、受検者が特別な配慮を希望した

場合で、高校と教育委員会が協議の上、その必要性が認められる場合には、例えば、聴覚に障害がある受検者については、聞き取りやすいような座席の配置とする、視覚に障害がある受検者については、問題用紙を拡大する、といったような特別な配慮をこれまでも実施してきております。

今後は、このような特別な配慮を希望する受検生の便宜をよりていねいに図れるようにするため、願書提出時に特別な配慮の希望の有無を確認することとしたものでございます。

それでは次に、「2 改正内容」と併せまして、「資料2 新旧対照表」もご覧いただければと思います。

まず「(1) 出願学科等に関する記載」についてでございますが、道立高校の変更に準じまして、市立大通高校の前期入試における「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」の名称を「第3志望」という表記に変更することに伴い、入学願書の様式の記載を改めます。

次に「(2) 特別な配慮の希望の有無の確認」についてでございますが、入選において特別な配慮を希望する受検者の便宜を図るとともに、出願先高校が円滑に手続きを進めることができるよう、入学願書の様式の中段あたりに、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」欄を設けるものでございます。

次に、「(3) 規定整備」につきましては、今回の改正を機に、備考欄を整備するものであります。

最後に、「3 施行期日」についてでございますが、教育委員会におきましては、入試の実施方法等について定めております「札幌市立高等学校一般入学者選抜実施要項」等を、例年9月中旬に策定しております。

今年度におきましても、来年3月に実施する令和5年度入試に係る要項をこれから策定してまいります。その前に入学願書の様式を改正しておく必要がありますことから、本規則につきましては令和4年9月1日から施行したいと考えているところでございます。

以上が今回の規則改正案の内容になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**佐藤委員** 入学願書の様式の改正については異論ありません。入学願書において、配慮の希望ありとの回答があった際のその後の流れを教えてください。

また、備考の修正の必要性をもう少し詳しくお聞かせください。

○**学校教育部長** 配慮の希望ありとの回答があった際についてですが、これまでは中学校から教育委員会に対し、配慮が必要な生徒がいるという相談があり、受検する高校と調整するという流れでしたが、今回の改正により、高校側が、配慮が必要な生徒がいるかどうかを一目で把握できるようになりますので、その調整がよりスムーズになるのではないかと考えています。また、これまでは中学校からの連絡がないと配慮が必要な生徒かどうかわかりませんでしたので、配慮が必要な生徒に対し、きちんと必要な配慮が行き届くようにという趣旨でございます。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。備考欄の方はいかがでしょうか。

○**学校教育部長** インフルエンザやコロナにより受験の対応が変わってきたところもございますので、備考欄を修正することで、より柔軟に対応できるようにするというものです。

○**檜田教育長** これまでに具体的にこういった事例があったということがあれば教えてください。

○**高等学校担当係長** 一般的なものとしてこの文言を追加したのですが、近年、全国的にオンラインでの出願も増えておりまして、札幌市でも導入可能かは不透明なところですが、そういった時代の変化にも即座に対応できるようにという趣旨でございます。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

○**阿部委員** この様式を保護者の方がご覧になったときに、「特別な配慮」って何だろうという疑問が湧かないのかなと感じましたが、そのあたりはどのように説明する予定でしょうか。

○**学校教育部長** 各中学校において進路説明会を行っておりますので、その際に願書の書き方についてもご説明いただく予定です。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○石井委員 配慮の希望の有無の欄について、保護者からそういった欄があった方がいいというような要望があったのでしょうか。

○高等学校担当係長 要望があったかどうかはわかりませんが、北海道教育委員会が作成している様式も同様に配慮の希望の有無の欄が設けられております。万が一行き違いがあり、必要な配慮ができなかったということがないようするため、明確に記載していただくものです。先ほどもご説明したとおり、保護者に対しては丁寧に説明したいと思っております。

○石井委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案3号については提案どおり決定させていただきます。

◎報告第1号 「令和4年度全国学力・学習状況調査」の実施報告書について

○檜田教育長 続きまして、報告第1号「令和4年度全国学力・学習状況調査」の実施報告書について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 「令和4年度全国学力・学習状況調査」の実施報告書がまとまりましたので、御報告いたします。

それでは、インデックス「別紙」の「令和4年度全国学力・学習状況調査」の実施報告書の表紙をめくっていただき、【目次】と書かれたページをご覧ください。

まず、報告書の全体を確認させていただきます。

全体は大きく4つの項目で構成しております。ローマ数字の「Ⅰ」から順に、「Ⅰ 札幌市の調査結果の概要」、「Ⅱ 調査結果の活用について」、「Ⅲ 教科に関する調査の結果と分析」「Ⅳ 児童生徒質問紙調査の結果と分析」となっており、最後に資料として「令和4年度さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン」と「さっぽろっ子『学び』のススメ」等のリーフレットを付けてあります。

それでは、内容について説明させていただきます。右ページの「概要－1」、「2 調査の内容」をご覧ください。

本調査は、「(1)教科に関する調査(国語、算数・数学、理科)」と「(2)生活習慣や学習環境に関する質問紙調査」の二つで構成されております。

次に、「5 教科に関する調査結果の概要」についてご説明いたしますが、始めに、ページの一番下の「重要」と書かれた「平均正答率の見方・取扱い方」をご覧ください。

二つ目の○にありますように、「本調査における平均正答率1ポイントの差は、平均正答数に換算すると0.14～0.21問の差に過ぎません。」従いまして、「数値の細かな差のみに着目するのではなく、全体の傾向を大きく捉えたり、無解答率や誤答率等も含めて、成果と課題を丁寧に捉えたりすることが必要である」と考えております。

それでは上の、「5の(1) 教科に関する調査結果の平均正答率」をご覧ください。平均正答率につきましては、8月4日の教育委員会会議で御説明したとおり、文部科学省から提供された整数値の下の括弧内に、札幌市が独自に計算した小数値を併記しております。先ほど「重要」のところで御説明いたしましたが、例えば、小学校算数では、札幌市が62.4%で、全国の63.2%に比べ、マイナス0.8ポイントとなっておりますが、これを正答数で比較しますと、全16問中の0.1問程度の差ということになります。

結果といたしましては、小学校、中学校、国語、算数、数学、理科のいずれについても、全国平均正答率と比較して±3ポイントの範囲内にあり、小学校においては、「ほぼ同程度であるがやや下回っている」状況、中学校においては、「ほぼ同程度であるがやや上回っている」状況となっております。

次に、概要－2、3ページをご覧ください。

先ほど説明いたしました教科に関する調査結果につきまして、2ページ目に小学校、3ページ目に中学校の結果をもう少し詳しく掲載しております。ここでは、各教科の領域別に全国平均正答率と比較できるよう、棒グラフも使って示してあります。グラフ中の塗りつぶしとなっている棒が、札幌市の結果、波線の棒が全国の結果でございます。

また、グラフ右側には、札幌市の平均正答率、全国の平均正答率の数値を示しております。少し特徴のあるところとして、小学校「国語」の「我が国の言語文化に関する事項」の部分をご覧ください。こちらにつきましては、全国の平均正答率と比較して3.9ポイント「下回っている」状況となっております。

また、右側のページ中学校「数学」の「図形」領域をご覧ください。こちらにつきましては、全国の平均正答率を3.2ポイント「上回っている」状況です。それ以外の教科・領域におきましては、全国の平均正答率と比較して、±3ポイントの範囲内で、「ほぼ同程度」となっております。

次にそれぞれのページの一番下をご覧ください。

ここには、各教科の詳細な分析を通じてまとめた小学校、中学校それぞれの「課題」を示しております。左側の小学校においては、国語では、「互いの立場や意図を明確にしながらか計画的に話し合い、自分の考えをまとめること」、「学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うこと」、算数では、「伴って変わる二つの数量が比例の関係にあることを用いて、未知の数量の求め方と答えを記述すること」、理科では、「観察、実験で収集した情報と追加された情報を基に、問題に対するまとめを検討して、改善し、自分の考えをもち、その内容を記述できること」などに課題が見られております。

右側の中学校においては、国語では、「引用の仕方や出典の示し方について理解し、自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にするために必要な情報を資料から引用して書くこと」、数学では、「自然数を素数の積で表すこと」、「筋道を立てて考え、事柄が成り立つ理由を説明すること」、理科では、「考察の妥当性を高めるために、他者の考えや実験の計画について検討して改善すること」などに課題が見られております。

なお、分析にあたっては、各教科の領域や問題ごとに、全国平均正答率と比べ低いものや、全国と同様に正答率の低いもの、あるいは、無解答率の高いものなどを総合的に分析しております。その内容は、本報告書の教科1ページから12ページ「Ⅲ 教科に関する調査の結果と分析」に詳しく掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、概要－4ページをご覧ください。「6 児童生徒質問紙の結果の概要」について御説明いたします。

まず、A～Dまでの質問については、「令和4年度さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン」に基づいて推進している取組の、検証を図る上で重要な質問項目を4つピックアップして掲載しております。Eについては、札幌らしい特色ある学校教育の推進の中核をなすテーマの一つである「読書」に係る質問を取り上げて

います。FからJについては、学校 ICT 機器の活用頻度に係る質問を取り上げました。

では、各質問について説明いたします。質問A「自分で計画を立てて勉強している」、質問B「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」、質問C「自分にはよいところがある」、質問E「読書が好き」な子どもの割合は、調査開始時より上昇しております。

また、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」、「自分にはよいところがあると思う」という項目については、令和3年度減少傾向にありましたが、今年度やや改善が見られております。

一方で質問D「将来の夢や目標をもっている」という項目については、小学校、中学校ともに平成19年度と比較すると減少傾向になっております。

次に質問Fをご覧ください。昨年度から1人1台端末が導入されましたが、学校 ICT 機器の活用について、PC・タブレットなどの ICT 機器を週1回以上使用していると回答した子どもの割合は、昨年度調査と比較して、小学校、中学校ともに50ポイント以上増加しております。

質問Gをご覧ください。学習の中でPC・タブレットなどの ICT 機器を使うのは、勉強の役に立つと思う子どもの割合は、小学校、中学校ともに90%を超えており、昨年度と同様に高い割合となっております。

次のページ、質問HからJをご覧ください。今回の調査では、新たに学校の授業における、場面ごとの ICT 機器の使用頻度についても質問が設定されました。小中学校ともに、全国と同様に「自分で調べる場面」での活用が最も進んでおり、週1回以上使用していると回答した割合が、小学校で約85%、中学校で約72%となっております。

一方、「学級の友達と意見交換する場面」での使用については、小学校が約55%、中学校が約37%、「自分の考えをまとめ、発表する場面」での使用については、小学校が47%、中学校が約29%となっております。

続いて、ページをめくっていただき、活用ー2ページの「3 札幌市の現状を踏まえた今後の取組」をご覧ください。

【現状】には、これまで御説明してきました調査結果から分かる札幌市の現状や課題を示しております。

一つ目は、コロナ禍が収束していない状況の中で実施した調査ではありましたが、結果としてこれまでと大きな変化がみられていないことから、コロナ禍にあっても、各学校において、札幌市が推進しております子どもが自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する「課題探究的な学習」を取り入れた授業の工夫など、

子どもの学びを保障するための取組を懸命に進めていただいている成果だと考えております。

また、教科に関する調査結果からは、話し合ったことや、得られた情報、示された場面の内容を踏まえて自分の考えをまとめることや、問題解決の方法を筋道を立てて説明することなどの問題で全国と同様に正答率が低く、無解答率が高くなっており、これまでの調査結果と同様に、身に付けた知識・技能を活用することについて、小中学校ともに課題があると考えております。

3つ目については、児童生徒質問紙調査から分析したもので、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」、「自分にはよいところがあると思う」、「将来の夢や目標をもっている」子どもの割合については、小中学校ともに昨年度と比べて上昇している項目はあるものの、引き続き課題として捉えております。

4つ目の学校での ICT 機器の使用頻度については、小学校、中学校ともに昨年度と比較すると大きく増加しました。また、90%を超える子どもたちが、ICTを活用することに有用感をもっております。一方で、「児童生徒同士がやりとりする場面」や、「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」など、での活用は十分進んでいるとは言えず課題であると考えております。

次に、【今後の取組】の欄をご覧ください。

今年度から、札幌市学校教育の重点の基盤として「人間尊重の教育」を位置付け、各学校においては、子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できるよう、教育活動の一層の充実を図っているところです。

一つ目の「子ども同士の協働」をご覧ください。

子どもが自分の「伸び」や学びのよさ、できるようになったよろこびを実感したり、今の学びが将来にどう生きるのか考えたりできるよう、課題探究的な学習を推進することが重要ですが、そのためには、【特に改善を図っていくこと】として「協働的な学び」を充実したいと考えます。子どもが目的をもって自分の意見や考えを発信する機会を創出し、互いのよさや可能性を発揮し、認め合う取組を推進することで、他者との協働により学びが深まる成就感や達成感をもてるようになるのではないかと考えるからです。

また、ICT 機器の使用は勉強に役立つと肯定的に捉えている子どもの割合が高いことも踏まえ、授業における課題解決に向けて、他者との対話や自己対話など思考が深まる学びの場面や、考えをまとめ発表する場面など、学習の過程で1人1台端末を学習ツールの一つとして積極的かつ効果的に活用していく授業を促進していきたいと思っております。

次に「小中学校教職員同士の協働」をご覧ください。

調査結果からは、小中学校に共通する課題もみられますので、小学校と中学校の教職員が、校種を超えて「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」に基づいて各学校が推進している「学ぶ力」育成プログラムを共有したり、パートナー校で9年間の見通しをもって作成したグランドデザインを活用したりしながら、教育内容や教育方法、ICTの利活用等について共通理解を図り、協働的な授業改善を進めていく必要があると考えております。

また、「家庭・地域との連携・協働」については、「さっぽろっ子『学び』のススメ」や「さっぽろっ子 ICT 活用のススメ」、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、そして札幌市の共通指標等を活用しながら、更に家庭と共通理解を図っていくなど、協働的な取組を推進してまいりたいと考えております。

これまで説明してまいりました今後の取組につきましては、「協働」という言葉をキーワードとして検討を進めてまいりました。

「子ども同士の協働」、「小中学校教職員同士の協働」、「家庭・地域との連携・協働」、3つの協働的な取組を関連させながら、充実させていくことで、一人一人の子どもが自分のよさや可能性に気付き、これからの時代に求められる資質・能力を伸ばしていくことができるよう、取り組んでまいりたいと考えます。

最後に、今後の主なスケジュールについて御説明いたします。

本日御報告いたしました「実施報告書」につきましては、この後、札幌市公式HPに掲載し、各学校に対しましては、これらの資料を送付するとともに、これを参考としつつ、学校として、自校の状況や課題を把握した上で、改善策を年内にとりまとめて公表するよう促す予定です。

また、教育委員会としては、教員向けの各種研修会等の場面を捉えて、各教科の担当指導主事から調査結果を活用して助言を行うなど、各学校における取組を促していく予定でございます。

私からの御報告は以上でございます。

○**檜田教育長** ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**阿部委員** 一つの意見としてお話させていただきたいんですが、それぞれの学年や科目に対して課題を抽出し、改善に向けてどうブラッシュアップしていくかは重要だし、必要だと思いますが、一方で、例えば、中学校の図形のように、全国平均よりも上回っている項目もあるかと思います。先生たちの指導方法の

工夫だったり、子どもたちの努力の成果だと思うので、そういったところの分析をすることで全体的な底上げにも繋がるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

○**学校教育部長** 貴重なご意見ありがとうございます。各学校が本当に頑張っ  
て取り組んでくれている成果だと思っています。お話があった中学校の図形  
に関しては、平成 28 年頃までは札幌市の課題になっていた部分ですが、各学校  
が取組を進めてきた成果として今回の結果になっていると思っていますので、  
良いところは継続し、悪いところは改善できるように取り組んでいきたいと考  
えております。

○**阿部委員** はい。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他にいかがでしょうか。

○**佐藤委員** 教科に関する調査の結果と児童生徒質問紙調査の結果のクロス集  
計、分析というようなことは行われているのでしょうか。

○**学校教育部長** 札幌市の中では行っておりません。

○**佐藤委員** 質問紙の項目を見ると、はじめに日常の生活習慣の設問があり、次  
に自己認識に関する項目、その後、自宅学習の状況について聞かれています。質  
問紙の内容をすべて教科に関する調査結果と比較していくことは現実的ではな  
いと思いますが、大きくカテゴライズしたうえで、例えばこういう傾向がある生  
徒は国語の成績がいいとか、数学の成績がいいという風に分析していくこと  
によってわかることもあると思いますので、今後、検討していただきたいと思  
います。

○**学校教育部長** 今後検討してみたいと思います。国では一定程度クロス集計  
を実施しており、例えば、ゲームの時間が長い生徒はテストの成績が低いとい  
った分析結果が出ているところではあります。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。

○**檜田教育長** 議案第4号及び第5号、報告第2号については非公開といたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

**以下 非公開**

◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 議案第4号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の木村でございます。

議案第4号「議会の議案についての市長への意見の申出について」でございます。

本案は、9月21日招集予定の第3回定例会市議会において、令和3年度札幌市各会計歳入歳出決算認定の議案が提出され、その中に教育委員会関連の決算も含まれますことから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、当該決算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

令和3年度は、小中学校でのタブレット端末を活用した授業の本格実施に向けた環境整備や本年4月に開校いたしました星友館中学の開校準備、旭丘高校の新学科「数理データサイエンス科」の設置に向けた整備など、教育の更なる充実に取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き実施し、児童生徒が安心して授業を受けられる環境づくりに努めました。

また、青少年科学館の展示物や老朽化した施設設備の更新・改修に向けた実施設計を行ったほか、老朽化が進んだ学校施設を対象に、小学校4校の改築工事、小学校1校のグラウンド造成工事及び小学校2校、中学校1校の実設計等を行いました。

それでは、令和3年度決算の概要についてご説明いたします。

金額につきましては、百万円単位（百万円未満、切り捨て）でご説明させていただきます。

次のページの資料の「1 予算現額」をご覧ください。

令和3年度教育費の最終的な予算額である予算現額は、当初予算額439億700万円に、令和2年度からの繰越額31億4,800万円と、令和3年度の補正予算額86億8,300万円を加えた、合計557億3,800万円となります。

なお、この「予算現額」には、一番右に記載の令和4年度への繰越額83億4,300万円が含まれております。

また、令和2年度からの繰越、令和3年度の補正及び令和4年度への繰越事業の主な内容は、それぞれ下の〈参考〉1、2、3の表のとおりでございます。

次に、「2 決算状況」の表の教育費の段をご覧ください。

令和3年度の「決算額」につきましては、表の中ほど450億4,300万円ござ

います。先ほどご説明した予算現額と決算額との差額にあたる「不用額」は106億9,500万円、「執行率」は80.8%となっております。

また、この不用額には先ほどご説明した令和4年度への繰越額が含まれておりますので、これを除いた実質的な不用額は、カッコ内にあります、23億5,200万円、実質的な執行率は、右の欄のカッコ内の95.8%となっております。以下には、各部の執行状況を、また、各部の右下の枠内には不用額の内容をお示しておりますが、主なものは工事等に係る契約差金等でございます。

次に、参考として記載しております、表の下から二番目、「職員費」につきましては、教育職員の職員費等として予算現額が746億9,500万円、決算額が740億8,700万円となっております。続いて、表の一番下、「歳入」ですが、教育委員会所管分の予算現額が257億400万円、決算額が233億600万円となっております。

また、各委員のお手元には、現在、作成中の「令和3年度決算 局別施策の概要」の抜粋をお配りしております。小事業ごとの決算額につきましては、こちらを御参照願います。

以上で、令和3年度決算のご説明を終わります。

それでは、議案第4号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について、適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第5号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校施設担当部長** 議案第5号の「議会の議案についての市長への意見の申

出について」ご説明いたします。

本案は、本年9月21日に招集予定の第3回定例市議会に損害賠償及び和解に関する件に係る議案を提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長は教育委員会の意見をきくことになっていることから、意見書の提案を行うものであります。

それでは、お配りいたしました資料に沿ってご説明いたします。

まず、事故の概要についてご説明いたします。本年2月14日、札幌市立平岸小学校において、敷地内に駐車中の同校職員の所有する自動車が、校舎からの落雪により損傷したものです。この事故による賠償額は、修理費相当額1,208,361円となっております。内訳は資料に記載のとおりでございますが、代車費用につきましては、大雪の影響による事故が多発し、車両の修理までに時間を要したため、59日分となったものです。

次に、本市側の過失等についてご説明いたします。本件事故は、当該学校長が事前に許可をしていた場所に駐車中の車両が被害を受けたものであり、本市においては、落雪の危険がある場所の点検を行った上で、駐車場所の変更や雪庇の除去等をすべきであったにもかかわらず、事故当日においては、これらを行っておりませんでした。

したがって、施設管理において通常有すべき安全性を欠いていたものであることから、本市の過失が認められます。

一方、被害者においては、学校長の指示に従って車両を駐車していたのであり、過失は認められません。

最後に、示談の締結についてご説明いたします。

本市では、金額が100万円以上となる損害賠償の額の決定及び和解は議会の議決事項とされていることから、議会での議決後、被害者の同意が得られている修理費相当額を損害賠償金として支払うことで、示談締結を行う予定でございます。

なお、今回支払う損害賠償金1,208,361円につきましては、本市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険により被害者へ支払われる予定であります。

本件議案に係るご説明は、以上でございます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いします。

○中野委員 これまでもこういった事態が多発しており、同様の対応をしているという理解でよろしいでしょうか。

○学校施設担当部長 同様の事故はありますが、余程大きな事故でない限り 100 万円を超えることはありません。今回は雪庇が直接車の上に当たり、損傷が大きかったということと、大雪の影響による事故が多発し、車両の修理までに時間を要したため代車費用が高くなり、結果、議決事項の 100 万円を超える案件になったということでございます。

○中野委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第 5 号については提案どおり決定させていただきます。